

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施について

三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、毎年度、その所管する主要な事務事業について「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を次のとおり実施することとする。

なお、この点検及び評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用をより有効的なものとするため、学識経験者に対し、その必要に応じて資料、情報等を可能な限り提供するとともに、教育委員会事務局職員との意見交換を行い、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」を求めることとする。

1 点検及び評価の目的

- (1) 教育委員会は、毎年度、主要な事務事業について、その取組状況の点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 教育委員会は、点検・評価に関する学識経験者からの意見を聴取することにより、主要な事務事業に関し、その課題解決やより質の高い取り組みの方向性を目指すための知見として活用していく。
- (3) 点検及び評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

前年度の三鷹市教育委員会の主要事務事業

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の教育委員会の主要事務事業の取組状況を総括するとともに、課題や取り組みの方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。
- (2) 教育委員会事務局において主要事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の知見の活用をより有効なものとするため設置する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」において学識経験者と教育委員会事務局が十分な意見交換を行った上で、学識経験者の意見を聴取する。
- (3) 教育委員会において点検及び評価を行う。
- (4) 点検及び評価の結果を取りまとめた報告書を三鷹市議会へ提出するとともに、報告書を市民に公表するものとする。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。